

みやぎの米・大豆等食農連携グループ支援事業実施要領

(趣旨)

第1 県は、宮城県産米・麦類・大豆について、県内の生産関連団体等と食品関連企業等で構成されるグループが実需者ニーズに対応した生産拡大及びそれらを活用した商品開発・販路開拓に連携して取り組むための事業計画を認定し、その事業に関する経費についてその一部を補助するとともに、当該事業計画を総合的に支援することにより本県産米・大豆等の生産振興の一助とする、みやぎの米・大豆等食農連携グループ支援事業（以下、「本事業」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において「生産関連団体等」とは、県内に事業所を有する次に掲げるものをいう。

- (1) 農業協同組合法（昭和22年法第132号）に規定する農業協同組合又は農業協同組合連合会
- (2) 農地所有適格法人
- (3) 米作農業又は米作以外の穀作農業を主たる事業として営む個人

2 この要領において「食品関連企業等」とは、県内に事業所を有する次に掲げるものをいう。

- (1) 日本標準産業分類（平成21年3月23日付け総務省告示第175号）に規定する食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ及び飼料・有機質肥料製造業を除く、以下「食料品製造業」という）に係る事業者
- (2) 新たに食料品製造業に参入を予定している者
- (3) 食料品製造業者に製造を委託する者

3 この要領において「食農連携グループ」とは、第3の事業の内容に取り組むために生産関連団体等と食品関連企業等の両者で構成されるグループをいう。

4 この要領において知事が認定する事業実施計画を「みやぎの米・大豆等食農連携グループ支援事業実施計画」（以下、「事業実施計画」という。）という。

(事業の内容)

第3 本事業で取り組む事業の内容は、食農連携グループが事業実施計画に基づき、宮城県産米・麦類・大豆について、生産拡大及び商品開発・販路開拓に取り組むものであり、事業実施計画には次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 収穫した生産物を最大限に活用して収益力に優れたサプライチェーンを構築するために、グループ構成員が一体となって行う新たな取組内容であること
- (2) 対象品目が宮城県産米・麦類・大豆であり、かつ、その品種が計画作成時点での県の優良品種に指定されているか、県育成品種又は県の農業振興を図るものとして知事が認めた品種であること
- (3) 計画における開発予定商品の最終加工地が原則として宮城県内であること

(申請)

第4 本事業に基づく事業実施計画の認定を希望する食農連携グループは、別記様式第1号により知事に申請を行うものとする。

2 前項の規定による申請の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(事業実施計画の認定)

第5 知事は、事業実施計画の認定に当たっては、あらかじめ事業内容を審査するものとし、その審査方法については、別に定める。

2 知事は、第4の規定による事業実施計画の申請があった場合、前項の規定による審査結果に基づき、認定の可否を事業実施主体に通知するものとする。

(支援施策等)

第6 第5の規定により知事の認定を受けた食農連携グループの構成員は、みやぎの米・大豆等食農連携グループ支援事業費補助金の交付申請をすることができるものとし、その手続きに関しては、みやぎの米・大豆等食農連携グループ支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める。

(事業の指導推進)

第7 知事は、事業の円滑かつ適正な推進を図るため、食農連携グループとの間に緊密な連携を図りながら、必要な指導及び助言を行うものとする。

(事業計画の変更等)

第8 食農連携グループは、認定を受けた事業実施計画の内容を変更する場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けるものとする。ただし、変更が次に掲げる以外の軽微な変更であって、事業実施計画全体に著しい変更を及ぼさない場合は、この限りでない。

- (1) 成果目標の変更
- (2) 総事業費の30%以上を超える増減
- (3) グループ構成員の変更

2 食農連携グループは、事業実施計画を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けるものとする。

3 知事は、第5の規定により認定を受けた事業実施計画に虚偽の記載があった場合又は当該認定を受けた事業実施計画に従って事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(事業遂行状況に対する助言及び調査)

第9 知事は、事業実施計画に遅れや問題が生じていると認めるときは、当該食農連携グループに対し助言等を行うことができるものとする。

2 知事は、特に必要と認めた場合には、食農連携グループに対して、遂行状況等を明らかにするために、関係帳簿その他必要な書類の調査を行うことができるものとする。

(実績報告及び提出期日)

第10 実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、食農連携グループは本事業に基づく事業を完了したときは、完了の日から1月を経過した日又は実施年度の2月末日のいずれか早い期日までに実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) みやぎの米・大豆等食農連携グループ支援事業実績報告書（別記様式第1号 別紙）
- (2) 要綱第10に定める補助事業実績報告書及びその関係書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

(取組状況報告)

第11 食農連携グループは、本事業に基づく事業実施年度の終了後3年間の取組状況等について、別記様式第5号により知事に報告しなければならない。

2 前項の報告は、毎年7月31日までに前年度の取組状況について報告するものとする。

(その他)

第12 この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年6月13日から施行する。